

静岡県告示第305号

建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定（昭和50年静岡県告示第294号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

「熱海都市計画区域（図面表示の区域）」の次に「伊豆都市計画区域（図面表示の区域）」を加え、「芝川都市計画区域（図面表示の区域）」を削り、「西浜名広域都市計画区域」を「湖西都市計画区域」に改め、「伊豆市の一部（建築基準法第6条第1項第4号の規定による指定区域・図面表示の区域）」を削る。

附 則

この告示は、令和3年3月30日から施行する。